

入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び五條市契約規則（昭和39年五條市規則第4号）第3条の規定に基づき公告する。

五條市長 平岡 清司

第1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 入札件名 | 五條市役所・奈良県五條総合庁舎 総合管理業務委託 |
| (2) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約の日から 令和11年10月31日まで |
| (4) 履行期間 | 令和8年11月1日から令和11年10月31日まで |
| (5) 履行場所 | 五條市岡口一丁目3番1号
五條市役所・奈良県五條総合庁舎 |
| (6) 最低制限価格の設定 | 無し |
| (7) 入札方法等 | 電子入札による。他、入札説明書記載のとおり
※原則電子入札によりますが、やむを得ず電子入札に対応できない場合は紙入札を可とします。第4に掲げる担当部局に連絡のうえ、別添「紙入札での参加の場合における説明書」を確認してください。 |

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 公告日現在、奈良県物品購入等入札参加資格者名簿において、「営業種目Q1 建物管理」に登録のある者及び五條市の令和7・8年度物品・役務登録事業者一覧において、業種名「ア 建物管理類」に登録のある者であること。
 - (3) 本社、支社、もしくは営業所の所在地が奈良県内に登録のある者であること。
 - (4) 建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に規定する建築物環境衛生総合管理業（清掃業、空気環境測定業の個別登録でも可）、飲料水貯水槽清掃業、ねずみ昆虫等防除業の奈良県知事登録を受けている者であること。
 - (5) 公告日から過去5年間に、奈良県内に所在するビル管理法に規定する特定建築物での同種の業務（清掃業務・警備宿日直業務・施設維持管理業務）を同一の時期に同一の施設にて受注者として契約を締結し、それらを誠実に履行している者であること。
- ・施設維持管理業務とは、建築物環境衛生管理技術者の選任、給排水設備保守点検、飲料水等の水質検査、空気環境測定、ねずみ・昆虫等の防除をいう。
 - ・上記業務の対象となる特定建築物の延床面積は10,000㎡以上であること。

- ただし、複数の特定建築物の延床面積の合計を実績とする場合は、少なくとも1件の延床面積が5,000㎡以上であり、それらすべてが同一の時期に履行されていること。
- ・警備業務において、夜間宿直業務が含まれていること。
 - ・業務の履行期間は12ヶ月以上とすること。ただし、12ヶ月以上の契約期間に満たない場合も各業務の法的根拠に基づく年間回数の履行が確認できる場合は実績とみなす。
 - ・上記業務契約を建築物の所有者（または管理者）と奈良県内に存在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方として実績を有していること。
- (6) 公告日から過去5年間に於いて、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体の発注した電話交換業務または総合案内業務のどちらかの業務を受注者として契約を締結し、それらを誠実に履行している者であること。
- ・上記業務契約を建築物の所有者（または管理者）と奈良県内に存在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方として実績を有していること
- (7) プライバシーマーク付与認定又はISO/IEC27001及びJISQ27001認証のいずれかを取得している者。
- (8) 警備業法第4条第1項に規定する奈良県公安委員会の認定を受けていること。
ただし、奈良県公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規定による届出を奈良県公安委員会に提出していること。
- (9) 自家用電気工作物保安管理業務及び消防用設備等保安点検業務については、本業務の履行に際し、必要な資格を有する者を配置できる者であること。
- (10) 国税、奈良県税、五條市税及び五條市と奈良県に対する債務について、滞納のない者であること。
- (11) 公告日から契約締結日までの間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。また、同期間に奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (12) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (13) 次の暴力団等排除措置要件に該当していない者
- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（五條市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ② 暴力団（五條市暴力団排除条例（平成24年五條市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(14) 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

(15) 五條市公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する場合は、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了していること。なお、電子入札の登録にあたり必要な番号については、本市にお問い合わせください。

第3 入札の日程等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付方法

① 入手方法

五條市ホームページ及び電子入札情報公開システムから検索・ダウンロード

※電子入札情報公開システム

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006C0>

※システム稼働時間

平日午前6時～午後11時

② 令和8年9月8日（火）から令和8年10月9日（金）まで

(2) 入札に関する質問

入札に関する質問は、まとめて1回のみとし次のとおり電子メールによる質問書（様式1の3）の提出に限り受け付けます。

① 受付期間 公告日から令和8年9月15日（火）正午まで

② 提出方法等 第4に掲げる担当部局まで電子メールにて提出してください。

※提出後、担当係まで、送信したことを電話連絡してください。

③ 回答方法 質問があった場合、令和8年9月17日（木）午後4時までに質問及び回答の内容をまとめて五條市ホームページ及び電子入札情報公開システムに掲載します。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請

① 提出書類等 入札説明書記載のとおり

② 受付期間 令和8年9月28日（月）午後4時まで

③ 一般競争入札参加資格審査結果の通知

申請書及び確認資料の提出のあった者には、令和8年9月30日（水）までに一般競争入札参加資格審査結果知書を電子入札システム等にて通知します。

※詳細は入札説明書記載のとおり

(4) 入札書の到着期限

① 電子入札によるものとする。

② 入札書は、電子入札システムにより入札金額を入力し、一般競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和8年10月9日（金）午後1時までの間に電子入札システムのサーバーへ入札書が到着するように送信してください。

※電子入札システム

<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06200640072006C0>

※システム稼働時間

平日午前8時～午後10時

(5) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において入札参加を辞退する場合は、令和8年10月9日（金）午後1時までに電子入札システムのサーバーに到達するように入札辞退を送信してください。

※詳細は入札説明書記載のとおり

(6) 開札の日時及び場所

令和8年10月9日（金）午後1時30分

奈良県五條市岡口1丁目3番1号 五條市役所 3階 市入札室

第4 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号

五條市 総務部 資産管理課 管財係

電 話 0747-22-4001（内線247）

F A X 0747-24-5611

電子メール shisankanri@city.gojo.lg.jp

五條市ホームページ <https://www.city.gojo.lg.jp>

第5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、五條市契約規則（昭和39年4月五條市規則第4号）第22条第1項各号の規定に該当する場合（下記ア又はイ）は免除します。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。

イ 契約締結予定日より過去2年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と本市が同等と認める契約（種類及び規模をほぼ同じくする契約）を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

(3) 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札、入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する経費については落札者による負担とします。

(5) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

(6) 電子契約によることを可とします。落札者は、電子契約を希望する場合「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

(7) 落札者は、五條市契約規則第19条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

(8) その他詳細は、入札説明書記載のとおり。

第6 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関する問い合わせ先
株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-021-777

受付時間 平日午前 9 時から午後 0 時及び午後 1 時から午後 5 時 3 0 分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@hitachi-systems.com)